

SHIKN002-1983

社会保障研究所年報

昭和58年度

## 研究所年報の発刊にあたって

社会保障研究所は、「社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする」(社会保障研究所法第1条) 特殊法人として、昭和40年1月に創設された。そして、発足以来、毎年『社会保障研究所の概要』と題した小冊子を刊行し、関係各方面に配布して、研究所についての理解をひろげる資料としてきた。

この小冊子には、単に年々の事業について記すだけではなく、設立以来の年表的な記録や前年の事業日誌を詳細に記述し、さらには、社会保障研究所法や社会保障研究所定款をも載せることを恒例とした。しかし、研究所について周知していくための小冊子としては、研究事業の報告を主体とすることが望ましい。こうした見地から、法律や定款の収載をとりやめ、年表的な記録も簡略化し、事業日誌の詳述に加えて、前年度研究課題の成果を要約して載せるために紙数を多く割くことに改めた。

こうして、名称も、新たに『社会保障研究所年報』とよぶことにになった。改題し判型をかえたにしても、小冊子であることに変わりはない。研究所年報と名乗るのにふさわしいとは言い切れるが、研究所の年次報告の意味において、研究所に関する理解を一層深めていただけたら幸いである。そして、研究課題をめぐる成果は、本研究所の機関誌や出版物として刊行されるので、それらを参照されるよう願つてやまない。

社会保障は、今後の高齢化の進行にともない、いよいよ重要になるが、同時にそれは根本的な再検討を必要としている。それだけに、わが国唯一の学際的総合的な研究機関として、本研究所の使命は大きい。小さな研究所にとって、それは重荷であるというほかないが、その重荷を広く各界の支援を得て担いつづけたいといいうのが研究所員の心情である。これまで以上の御鞭撻と御協助を賜わりたと思う。

昭和58年5月

社会保障研究所長  
福武直

# I 研究事業報告

## 1. 昭和57年度研究事業

### 目次

I 研究事業報告	.....	1
1. 昭和57年度研究事業	.....	1
(1) 研究課題の成果の概要	.....	1
(2) シンポジウム・基礎講座等の開催内容	.....	17
2. 昭和58年度事業計画	.....	20
II 研究所の概要	.....	26
1. 設立の趣旨及び設立までの経過	.....	26
2. 機構	.....	28
3. 役員・顧問・参与・職員	.....	29
4. 専門委員・機関誌編集委員会	.....	30
5. 歴代役員等一覧	.....	31
6. シンポジウム・基礎講座等の開催一覧	.....	33
7. 刊行物一覧	.....	36

### 研究課題 I

#### 西欧諸国におけるソーシャルポリシーとソーシャルポリシー論に関する研究

- 【主たる研究項目】  
1. ソーシャルポリシーの学説史的位置づけ  
2. 福祉社会の現実とソーシャルポリシー  
3. ソーシャルポリシー論と社会保障政策

#### 【研究成果の概要】

1. ソーシャルポリシーの学説史的位置づけ
  - A. イギリスの場合
    - (1) 社会保障開支の増大と低成長経済のもとで、伝統的な経験主義的、歴史的方法によるソーシャルポリシー論は再検討を迫られている。平等主義の理念や福祉国家実現の目標が、現実に達成されていないことは、次のことによつて明らかである。  
a ヨーロッパ各国に比べ社会保障給付水準が低いこと。  
b シーポーム報告（対人福祉サービス報告）以降の地域福祉サービスの再編成が、必ずしも成果をあげていないこと。
    - c 財政危機を背景とした福祉支出の抑制に対し、積極的な反論、ないし、調整に成功していないこと。

元来、イギリスと呼ばれるものは、イギリスの社会構造や文化規範構造の問題であり、さらに、そのようなインフラストラクチャーに対応した経済運営の失敗に根本的な原因があると思われる。このような点に留意するとともに、政策を具体的に実現する手段の選択や政策をめぐる評価分析が、従来妥当であったかどうかという反省から、ソーシャルポリシーライブのなかで、社会学によるアプローチが増加しつつある。その場合第一に政策の計画、実施、評価の判断基準の設定のため、第二に長期的展望から社会福祉、社会保障の役割の変容を経済社会変動のなかで明らかにするために社会学を駆使している。

- (2) 社会保障の再検討にあたって、たとえば、社会政策を充実させることは、国民の

就労意欲、向上心を張めるとともに、社会保障支出が財政を便直化させ、経済成長にマイナスに働くといった経済政策と社会政策の対立論、さらに、円滑な経済成長によって、はじめて社会保障の給付の向上がそのぞめるとするバランス論がある。これららの指摘は具体的な政策レベル上の争点、とくに財政問題を念頭においたものである。これらの点について経済学の立場から整理は行われているが、ソーシャルポリシー論から社会政策と経済政策の相関関係の整理分析は不充分である。

(3) 今後は、経済システムと社会システム、政治行政システム、規範文化システムがどのように変化し、福祉ニーズを生みだすのかについて、相互の関係を明らかにしつつ、政策の判断をしなければならない。

## B. 西ドイツの場合

(1) 近年社会政策の復興と呼ばれる現象が生じている。社会政策や福祉国家（西ドイツにおいては社会国家）にかんする議論は経済危機とそれに関連した社会保障の財政危機に端を発しているが、その論議の方向は社会政策の存在意義を認めたうえで、社会構造政策の効率性、政策手段の選択の問題にしほらつつある。

(2) ソーシャルポリシー論の転換は、第2次大戦後の再建期における「労働者問題」のカテゴリを越える広汎な社会問題との対決、理論的には、G.マッケンロー、H.アッヒンガー等による社会構造政策の提唱が、その実質になっている。社会政策の対象は、労働者から市民社会の成員へと変わり、処遇されるべきニーズも「生活プロセス全般」にかかわっている。

(3) 労働者という特定階層から市民社会の成員へと対象を変えたことから、単に、経済的要素だけでなく、社会的、法的な要素を考慮した分析フレームワークがとられるようになりつつある。また、イギリスのソーシャルポリシー論と実質的内容は同一化しつつある。

## 2. 福祉社会の現実とソーシャルポリシー

### A. ミクロレベルでの問題

- (1) 家族の役割の限界
- (2) 官僚制権力の肥大と個人の権利の保全
- (3) 社会サービスを担う専門家の施設と個人の自律性との矛盾
- (4) ボランタリーグループの活動員、住民参加の制度化
- (5) 対人福祉サービスのような供給システムの効率化

### B. マクロレベルでの問題

- (1) 政治、行政システム  
経済システムの機能不全を補うはずの政治・行政システムは、利害の相互調整が適切に行われず、ニーズに堪あたり方に応じることによって、各種制度、施策の重複疊合を抑制できなくており、だいに複雑大量の課題の処理を負わされている。国民の私生活志向、金銭代償期待あるいは、“物とり主義”が福祉国家の各

種プログラムによって助長され、見返りに大衆的忠誠心が生まれる。しかし、国民の公共的議論を媒介とした合意の形成は行わない。  
直接的参加要求が増加し無視しきくなる一方で、この要求は地域レベルの福祉活動の活性化の資源となり得ること。

### (2) 社会・文化システム

現代の福祉国家の最も基本的な危機は社会を統合する規範、道徳上の問題である。第一に、市場経済は、倫理的に自立した人間、地位の向上などの目的の達成のためにには禁物、一時の快楽のみを追求しない市民を必要とする。しかし、前項(1)のような私生活主義や、“物とり主義”によって、このような倫理的基盤が失われつついる。

### 3. ソーシャルポリシー論と社会保障政策

A. イギリスでは、ニーズに対応した社会サービスの提供というニーズ論を基本としたうえで、福祉サービスと所得保障を調整する。西ドイツにおいても所得保障、医療保険、地政福祉サービスの各制度相互の有機的組み合わせを行いつつある。そして、高齢化社会のニーズに対応した社会サービスを網羅的に供給しつつ、費用の抑制を行っている。

例 a) 年金から医療費を支払う退職者医療制度

- b) 在宅ケアの費用負担を社会扶助と医療保険から支払う方式
- c) 高い給付を抑制し、かつ、低所得者層に所得再配分効果を与えるために、年金給付を從来の生産性年金の立場からニード論の立場へ転換。
- d) 女性の年金改革を全体の年金体系の改革と結びつけ、かつ、家族政策や雇用政策の立場から整合性をもたせていること。

B. 社会福祉、社会保障の役割や供給者は歴史的、比較社会的にみても多様であり、その役割の変容や責任の所在を単に国と個人との関係から把握することはできない。分権的多元主義アプローチの考えるように、多様な担い手（中央政府、地方自治体、近隣、コミュニティ、親族、民間団体、企業、労働組合）と対象者（貧困者、失業者、障害者、老人、母子、稼働喪失者、一般市民）のニーズ、さらには、社会理念、社会意識がそれぞれ経済社会変動の中で相互に関係しつつ、福祉供給のあり方を決定している。そこで、国の責任は今後、その間の調整や、多様な担い手の助成、促進を行うこととを重点とすべきであること。

福祉国家論とは、上記の国と個人との関係からのみ社会保障を考える立場である。一方、福祉社会論とは、分権的多元主義を前提として現代の福祉問題を考える立場であるが、このように、福祉社会論への転換は福祉をめぐる基礎的根柢を転換することである。

C. 分権的多元主義アプローチは、西ドイツ、イギリスで有力になりつたり、実際の政策面でもこの方向がとられている。今後、各制度による現賜給付、現金給付、サー

A. ビスを有機的に組み合わせ、ニードに対応することが費用の抑制につながる。しかしその場合、直接参加要求を有効に活用するとともに、計画、実施、評価の判断基準のマニュアル化、福祉供給の規範的基準を早急に設定する必要がある。

## 研究課題 II

### 高齢者世帯の家計行動と社会保障に関する研究

#### 【主たる研究項目】 1. 高齢者世帯の家計構造と社会保障

#### 2. 高齢者の労働供給と社会保障

#### 3. 高齢者の就労に関する国際比較

#### 【研究成果の概要】

##### 1. 高齢者世帯の家計構造と社会保障

本研究項目の課題は、高齢者世帯の家計構造の特徴を収入および支出の両面から、既存の資料を用いて、世帯類型・属性別に分析し、年金などの社会保険給付が高齢者世帯の生活に如何なる意味と影響を与えるかを考察しようとするものである。57年度は、おもに次のような研究結果を得た。

A. 高齢者の生活の主な収入源は、年齢が高くなるにつれ、勤労収入から年金収入に比重が移る。すなわち、50歳代後半では、勤労収入主体の者が8割を占めるが、60歳代前半になると、これが5割、60歳代後半には4割弱に減少する。年金収入主体の者は反対に、これらのが年々増加してゆく。すなわち、65歳前後で年金主体の生活への移行が顕著になることがわかる。(労働省「高齢者就業等実態調査」)

B. 高齢者世帯の家計収支構造は、家族類型や収入パターンの違いによって必ずしも一樣ではないことが、「老齢者生活総合調査—静岡県掛川調査（昭和48年）」資料を再集計した結果、次のように明らかにされた。

(1) 老夫婦のみの世帯と、老夫婦・既婚子同居世帯の収入構造を比較すると、老夫婦の平均実収入は、前者の方が後者よりも多い。恩給年金収入への依存度は、同居常の老夫婦の方が高い。

(2) 高齢者自身の消費水準は、家族との同居・別居の如何にかかわらず、高齢者自身の実収入（勤労からの収入、年金収入等）の多いの方方が相対的に高い。

##### 2. 高齢者の労働供給と社会保障

本項目の課題は、高齢者の就業構造を各種の統計資料から明らかにし、かれらの労働供給に影響を与える要因を実証分析することである。そして、高齢者の働きやすい経済的・社会的条件を明らかにすることによって、社会保障の課題の検討に基礎資料を提供するものである。57年度の研究成果は、次のとおりである。

A. 男子高齢者の労働供給は、賃金水準と正の相關をもち、年金水準と負の相関をもつことが、時系列分析から示された。しかしながら、年金が高齢者の労働供給を減少させるのは、年金の所得效果よりもむしろ年金給付に伴う収入制限の効果である可能性が、クロスセクションデータから示唆される。

B. 女子高齢者の労働供給に影響をおよぼす主要な要因としては、所得要因の他に健康状況、就業形態（従業上の地位、勤務時間）、職業経験を、挙げることができる。

3. 高齢者の就労に関する国際比較  
本項目は、人口の高齢化の進む歐米諸国における高齢者の就労事情を調べ、国際比較を通じて、今後の日本における高齢者の社会保障および労働福祉を検討するための参考資料を提供しようとするものである。57年度においては、主として、次のような成果が得られた。

A. 近年の高齢者の労働力率の推移は、アメリカ、スウェーデン、日本などの先進諸国において、男子は低下傾向にあるが、女子は一定または上昇傾向にあることが、共通の現象としてみられる。

B. 高齢者の労働意欲の高さは、近年においては、広く国際的にみられる現象である。社会保障の発達した国々においても、高齢者の労働意欲は決して低くないことが、調査結果から示唆される。

たとえば、スウェーデンでは、高齢者のおよそ1/5が、退職年齢（一般に60～65歳）後も、パートタイム又はフルタイムで働き続けたいという希望をもっている。（スウェーデン労働省による1981年調査）

### 研究課題 III

#### 福祉サービスへの労働力配分に関する研究

##### 【主たる研究項目】 1. 需要計測

##### 2. ヘルスマンパワーの需給分析

##### 3. 労働条件の国際比較

##### 【研究成果の概要】

##### 1. 需要計測

昭和56年12月公表の労働省雇用開拓委員会第2回中間報告書「サービス経営化に対応した雇用政策の展開方向について」中にある産業別就業者数の推移と見通しおよび職業別就業者数の推移と見通しを基礎として、さらに詳細な職業分類で産業職業マトリックスを昭和65年まで予測した。

その結果、次のことが明らかになった。

(1) 産業別には、医療・保健部門の伸びが大きく、職業別には、医療技術者および看



- (金水準と世帯規模の縮少度によってきまること。  
(2) 日本では今後、核家族化の一層の進展によって、世帯規模が一層縮少し、社会保険部賃業者への需要は増大すると思われるが、同部門の賃金水準を相対的に高く保つことが、良質な人材確保のうえで重要であること。

- (2) 每年次の新規出生人口の全国推計値を地域に配分した。  
(3) 人口移動は「出」と「入」が相殺すると仮定した。  
その結果、次のことが明らかになった。  
(1) 人口老齢化のテンポ・程度に著しい地域差が生じること。  
(2) 特定の地域では、人口老齢化はきわめて深刻な様相を呈することが予想されること。

#### 研究課題 IV

##### 社会福祉の課題と展望

- 【主たる研究項目】 1. 社会福祉サービスの体系化と基本理念**
2. 社会福祉ニードの動向と予測
  3. 社会福祉の供給組織とそのありかた
  4. 社会福祉の財政と費用負担
  5. 社会福祉の運営組織

##### 【研究成果の概要】

###### 1. 社会福祉サービスの体系化と基本理念

A. これからの中の社会福祉は、ニードの高度化と多様化により、その基本理念の見なおしが要求されている。貨幣的ニードへの対応を主任務とした旧来の社会福祉から非貨幣的ニードへの対応を主任務とした「対人福祉サービス」への転換である。この、「対人福祉サービス」とは、個人ないし家族、また、集団の個別的ニードに適合したサービスで、サービスの利用者と提供者との間で、対面的接觸を要件とするという定義が与えられる。このような対人福祉サービスへの転換に伴って、所得保障とサービスの

B. 対人福祉サービスへの転換は、国際的な潮流である。各種の国際比較研究においても、1960年代以降“Personal Social Services”的概念が導入され、以上述べた線で、社会福祉の制度改革が実施されている。たとえば、イギリスのシーザーム改革は、その著名な例である。これらの改革で強調されているのは、サービスの拡大およびニードの高度化・多様化に対応した新しいサービス体系の創造である。また、サービス利用者の権利の確認、また、社会への統合など、理念のうえで転換も頭著である。そして、サービスの提供のうえでは、生活の場としての地域社会における処遇が強調されるようになり、それは地域福祉の理念と方法の導入を意味する。

###### 2. 社会福祉ニードの動向と予測

- A. 人口の年齢構成の推移を、都道府県別・市町村別・男女別に紀元2000年まで予測した。予測の方法としては、次の方法を用いた。  
(1) 人口中位推計値により、各年次別の男女別年齢階級別生存率を求め、それを各地域に共通と仮定した。

- (2) 各年次の新規出生人口の全国推計値を地域に配分した。  
(3) 人口移動は「出」と「入」が相殺すると仮定した。

- その結果、次のことが明らかになった。  
(1) 人口老齢化のテンポ・程度に著しい地域差が生じること。  
(2) 特定の地域では、人口老齢化はきわめて深刻な様相を呈することが予想されること。

- B. 人口予測を基礎にして、ねたきり老人・身体障害者等の福祉サービスの対象者数の推移を予測した。推計の方法としては、該当年齢層の予測人口に仮定された出現率をかけるという方法をとった。出現率としては、主に次の値を仮定した。

- (1) 現在の値を固定する。  
(2) 過去のトレンドを将来まで延長する。  
C. 実態調査結果の再分析と既存の統計資料の整理・検討によって、家族構成と家族の扶養機能の動態を明らかにし、それにもとづいて、今後予想される家族構成と家族の扶養機能の変化が社会福祉ニードに及ぼす影響について検討した。  
D. 以上の分析の結果にもとづいて、福祉サービスの対象者数・そのうち公的サービスを必要とするものの比率等について、一定の仮定を設け、福祉サービスの各分野別に、いくつかの代表的なサービスをとりあげ、それぞれについてニードの将来予測を試みた。その結果、要介護老人対策を例にとると、後期老年層の急激な増大、家庭の扶養機能の低下などにより、今後10年ほど間に各種サービスへのニードが急増することが予想され、早い時期に抜本的な対策を講じることが必要であることが明らかになった。

###### 3. 社会福祉の供給組織とそのありかた

福社サービス供給における公私との役割分担に関して、福祉サービスの段階論的把壇（最低保障型のサービスから福祉増進型のサービスへの移行とそれに伴う福祉機能の見直し）をふまえて、ニードのタイプの公私との役割分担との関係、実施主体と運営主体との関係、在宅福祉サービスに従事する民間団体の位置づけ、民間団体の機能評価のありかた、ボランティアの役割と近隣・家族の福祉機能との関係などについて、多面的な検討をおこなった。今後の課題としては、次のことが明らかになった。  
歐米諸国民間団体がサービス供給において、本来の機能を果たしうるような供給組織をどのようにしてつくりあげていくか、その際に、どのようにして各種の民間団体を育成し、それぞれの機能を明確にしていくかという点が重要であること。

###### 4. 社会福祉の財政と費用負担

- A. 社会福祉予算の決定の構造モデルとして、2つの回帰モデルを構成した。このモデルは、従来のモデルを大幅に改良したものであり、きめ細やかに（決定係数・99%以上）ものである。このモデルをもちいて、シミュレーションを行い、西脇

2000年までの社会福祉予算の将来予測をおこなった。

その結果、主に次のことが明らかになった。

- (1) 社会保障全体の大幅な伸びないかぎり、過去20年と同程度の社会福祉予算の伸びを期待することは困難であること。  
(2) 福祉ニードの膨脹と予算の制約のため、需給ギャップが生じる可能性が強いこと。  
政策的インフレーションとしては、緊要な施策への重点予算配分、行政サービスの効率化、費用負担のありかたのみおしの必要性などが指摘できる。

- B. 社会福祉における費用負担のありかたにかんして、行政的・法的な観点から、財源論および受益者負担論の両面について検討をおこなった。  
当面の課題としては、ニードの高度化と多様化、福祉サービスの効率拡大、年金の成熟化などに対応して、次のような方向で現行制度の再検討を行っていくことが重要である。

- (1) 国と自治体の費用負担のありかたをみなおしていくこと。  
(2) 適正な受益者負担の導入をはかること。  
(3) 各種の費用徴収基準の整合化をはかること。  
(4) 民間資金の開拓・導入をはかること。

## 5. 社会福祉の運営組織

A. 福祉事務所と自治体行政機関のありかたについて、福祉事務所と自治体民生部局との関係、従事者の資質と人事管理のありかた、在宅福祉サービスにおける福祉事務所の役割などについて多面的な検討を行った。

当面の課題としては、主に次のことを明らかにした。

- (1) 福祉事務所におけるサービスの専門性をたかめるために従事者の資格要件を見直す。  
(2) 都道府県の役割の再検討、医療圏に類する福祉地区の設定。

B. 地域福祉・在宅福祉サービス推進における民間社会福祉のありかたについて検討を行った。

当面の課題としては主に次のことを明らかにした。

- (1) 民間活動の組織化、公私連絡調整、住民参加の促進、関連分野との連携の強化という面において社会福祉協議会の果たす役割が重要である。  
(2) 自主財源の確保、専門職員の養成などにより、社会福祉協議会の基盤整備をはかること。  
(3) 地域福祉・在宅福祉サービス関係の事業を行う民間団体の法制上の位置づけについても、再検討の必要があること。

## 研究課題 V

### 社会保障の基本問題に関する研究

#### 【主たる研究項目】 1. 社会保障の基本理念および福祉国家の再検討

- (1) 社会保障の発展と社会保障論の推移  
(2) 福祉国家の危機と社会保障の課題  
(3) 社会保障の基本理念の再考察  
(4) 社会保障概念の再検討………“Social Policy”と「社会保障」の位置づけ
2. 社会保障の政策手段の体系化
- (1) 政策体系としての社会保障  
(2) 社会保障と財政負担  
(3) 福祉基準の維持

#### 【研究成果の概要】

##### 1. 社会保障の基本理念および福祉国家の再検討

- (1) 社会保障の発展と社会保障論の推移  
A. 我国の社会保障の発展の特徴は、戦前における制度展開の未成熟、および、戦後の制度乱立と継ぎ接ぎ措置による制度の拡充といふ点にある。その基本は、経済成長の余沢が社会保障をふくらませるという構造である。高度経済成長の結果生じた社会構造の変動は、雇用者増大をはじめとして、社会保障を必要とする社会的・経済的条件を生みだした。これが、いわゆる福祉元年をもたらすが、それは、僅か2年で福祉見直しの時代へ移行した。これは、高度経済成長の終末と高齢化社会の到来という事がこの背景にある。

- B. このような、社会保障の発展に対応した、社会保障理論の展開を跡づけると、第一に、国民の生存権保護の立場からする権利としての社会保障論である。その基礎は、社会政策論の立場から、国家独占資本主義階層における社会保障の本質規定にもとづき、資本主義社会の取扱を論難し、資本への課税と、累進税の強化による財源をもつて社会保障を充実すべしという主張であった。やがて、社会保障の発展のなかでこのような論議の有効性はうすれ、第二の社会保障の機能論的な立場が登場する。これは、経済社会に社会保障が与えるインパクト、また、逆に、経済社会の変動が社会保障にあたえる影響の解明を目指すものである。

- C. 福祉見直しの状況のなかで登場したのは、個人の自助努力と家庭・近隣、地域社会の連帯を基礎としつつ、効率のよい政府が、適正な公的福祉を重点的に保障しようといふ、いわゆる日本型福祉社会論である。そして、先進国の経済停滞のなかで、福祉国家の病理現象を強調する見方が勢いを得つつある。そして、福祉国家機能の虚脱が

国家の存立を賄かすものとして問われている。

今日の社会保障論のありかたは、社会保障の大前提として、生存権をふまえ福祉国家の限界をもわきまえた立論がある。そして、社会保障の基本理念を問い合わせし、福祉国家の機能の肥大を調整し、また、不足を補う均衡のとれた社会保障の体系の構築が求められるべきである。そして、「当面の財政的判断が先行し社会保障の結果すべき機能を阻害し、将来の国民生活の安定を損つてはならない」(社会保障長期展望懇談会提言)のである。

## (2) 福祉国家の危機と社会保障の課題

A. 19世紀以降における、福祉国家の形成と發展は、資本主義諸国における広汎な社会変動と思想的変化に由来する。今日、成熟段階に達した福祉国家は、世界的な経済危機のなかで、それ自体危機にあるのであるか？ この点について、幾つかの理論的検討を試みた。

B. J. ハーマスの階級資本主義論に依拠した、福祉国家の危機の分析によれば、政治システムと経済システムの機能関係において、福祉国家の危機を摘出することができる。すなわち、経済法則にしたがった経済的危機傾向と、広汎な大衆の忠誠心を必要とする政治システムがその欲求に応えるだけの資源を経済から調達することができず、生ずる合理性の危機と正統性の喪失がこれである。

C. N. ルーマンは、政治が経済や他のシステムにたいして用いる効果的な制御手段は限られるという事実認識にたって、拡張的政治理解と、限定的政治理解とを区別し、前者がひろく選ばれるところに、福祉国家の危機を見いだした。すなわち、拡張的政治理解とは、政治が社会にたいする包括的責任を引き受けるべきだという立場であり、これは、政治に対する能力をこえた過大な要求となり、そこでは、成果の達成の見通しのないまま、援助や介入が、専ら手厚いと貨幣という手袋といふ形でおこなわれ、これが、所得保護と切り離され、サービス提供として構成された。

D. R. ベーコンとW. エルティスは、イギリスの経済不振の原因が、非市場部門の成長のために生産者を圧迫したことによるといふ分析を行った。そして、価格メカニズムによる資源配分の変更が推奨されているが、現在の課題は、福祉国家のプログラムの存立の基礎とすべき経済条件についての展望がなりたないという点にある。

E. 福祉国家の目標を追及するための諸条件の考察から明らかになるのは、社会保障が、経済や政治にたいし、常に受動的な立場にたたされるという訳ではない。むしろ、大きな変動期にあって、社会保障は、社会、政治、経済の安定化要素として、一定の恒常性を維持する使命を持つという点に注意を払うべきである。

日本の場合には、社会保障の維持と適応という課題に加えて、なお、社会保障の制度の発展と内部調整の課題を数多く残しているといわざるを得ない。前者の例は、年金制度の成熟化の他、保健・社会福祉分野での技術・訓練の研究開発とその応用などである。社会保障は、すでに、個人生活の重要な要素になっておりその達成は、ただちに個人の生活を変える。そのような意味で、社会保障の課題とその達成

は、社会を構成する他のシステムとの、相互関連のなかで考査されなければならぬ。

## (3) 社会保障の基本理念の再考察

A. 社会保障の基本理念の再検討で重要なのは、その草創期において、福祉国家を基礎づけた諸学説の再吟味の作業である。そこでは、何が構想され、その後の展開で、その理念がどう実現されたか、あるいは、実現されなかつたかを跡づけることにより、現代の問題状況を逆照射することが可能となる。その作業の一環として、ここで

は、ペヴァリジ、ミルダールの学説をとりあげることにする。

B. ペヴァリジの社会保障構造のエッセンスは、「自由社会とそのコントロール」という語句に要約することができます。個人の自由の諸権利を尊ぶ社会としての「自由社会」にある意味のコントロールを認めるのが、ペヴァリジの社会保障構想なのである。すなわち、貧困や失業は、個人的に処理しがたい事故であって、そのような生活上の不平等や不安定を緩和するために、国のコントロールが必要となる。しかし、それは、自由そのものの抑制ではなく、自由は連帯感と結びついて、その抑制を承認する。国は所得保障の最低限を定めるが、各個人の自由に委ねるのがペヴァリジの社会保障構想であった。その最低限(ナショナル・ミニマム)は、自由の範囲しない結果としての不平等をある程度補正するための、国のコントロールの限度を示すものであった。この最低限度の決定は、ペヴァリジによれば、社会調査によって客観的に決定され、上から国民に与えられるものであったが、じつは、国民の立場から要求として、この限度を超える傾きを、政治システムの論理として持たざるをえない。したがって、この現実上の決定は、国の抑制と国民の要求とのあいだで、政策的に決められべき性質のものたらざるを得ない。

ペヴァリジの場合、医療保障は社会保険と切り離され、サービス提供として構成された、これは、所得保護と違い医療サービスは、ナショナル・ミニマムによるコントロールができないと考えられたからに他ならない。

C. ミルダールは、福祉国家を既成の完成物とは考えなかった、それは、不断の生成過程にあるものとして把握されていた。そして、「民主的」な福祉国家という言葉が用いられ、目標について「最低水準」を語り、国の政策について「単純化・整合化」を説き、國の介入の限界を考えていた。ミルダールは、福祉国家での民主的計画化を構想し、それの、自治体および諸利害団体が國の計画に参加し、それを支える構造を形成する分権的な「支柱構造」の育成が、こうした民主的福祉国家の実現条件と考えた。しかし、利害集団自身の利益は、しばしば古い矛盾するものとなる。このような事態は、民主主義の矛盾をもたらすことになる。社会全体の利益と、部分利益による、危機を解決するためのたては何か、これが、ミルダールの理論から我々に提出された課題なのである。

D. 今日、福祉国家は、危機にあるといふのは誰もがわないのである。その真的

問題状況は、福祉国家の根底にある社会観そのものの転換という課題であり、真に民主的な線に沿って国民の福祉要求を公平に充たすのではなく、とにかく、経済は経済、福祉は福祉というようにに考えられ易いが、福祉を考慮する経済、経済を考慮する福祉という立場にたって、当事者がバラバラな自己主張の立場を超える、少なくとも、意図のうえで、自他をふくむ全体の関係に同心を持つでのなければ、問題は前進しない。

#### (4) 社会保障概念の再検討…………“Social Policy”と“社会保障”的位置づけ

A. 社会保障制度審議会の『第一次勧告（1950年）における「社会保障」の概念』は、今日わが国で最も広く一般にうけいれられている社会保障概念である。この考え方によれば、社会保障は社会保険、国家扶助、公衆衛生および社会福祉を包含するものであるが、それは、一応常識的に社会保障と目されている諸制度をそのまますべて含めているにすぎない。このようにあいまいな概念に依拠しつづけることは、社会保障の論議・研究を深めていく上で障害になる。

他方、近年では、Social Policy という概念がわが国でも次第に用いられるようになってきており、従来からの社会保障の概念との異同を明らかにすることが必要になつてきている。

このように考えるならば、古典的な社会保障概念と Social Policy の概念を手がかりにしながら社会保障概念についての検討をすめることは、社会保障研究のシステム化、汎化に貢献するものと考えられる。

B. 従来社会保障の下位部門とされていた所得保障、保健・医療、社会福祉は、それぞれの目的概念として共通のもののもつとしても、その対象へのアプローチの方法については、それぞれ異なるものがある。そこで、さしあたり社会保障を所得保障としてとらえ、その上で、他の政策領域との関連を明らかにするというアプローチを考えられる。

C. このような立場にたつとき、Social Policy の体系の構造として、次のようなものが考えられる。すたわち、Social Policy は、直接的な Social Policy と間接的な Social Policy とに区分され、直接的な Social Policy には社会保障、保健・医療、社会福祉が含まれ、間接的な Social Policy には雇用政策、賃金政策、租税政策、住宅・土地政策、教育政策、人口政策が含まれることになる。このような位置づけを与える社会保障の確立、向上を基礎としながら、各部門間の連携の強化によって Social Policy の体系化とバランスのとれた発展をめざすのが今後の重要な政策課題である。

## 2. 社会保障の政策手段の体系化

### (1) 政策体系としての社会保障

A. いまだなく社会保障は、当初から独立した政策システムとして成立した訳ではなかった。それは、公的扶助や社会事業、社会保険などの種々複雑な管理制度の集合体

であり、これを総括して社会保障と呼んだのは、アメリカの1935年の社会保障法が始めて、わが国では、1946年の憲法25条以降であるから、国際的にみてもそう古いくではない。

我國の社会保障の出発にあたつてその礎石となつたのは、1950年の社会保障制度審議会による「社会保障制度に関する勧告」で、それは、理念としてはイギリスの福祉国家のパターンを追いながら、その実現の途を社会保険方式の充実発展に見出そうとする発想によるものであった。

この50年勧告は、國家責任を重視し、そして、社会保障の中心に社会保障を置き、これを補足するものとして、公的扶助、社会福祉、公衆衛生及び医療を位置づける、いわゆる四部門構成をとった。社会保障を重視したのは、当時の経済社会情勢のなかで、資源調達をはじめとする制度の自律性を確保するための見識であったと評価できる。

B. 1961年の皆保険・皆年金体制の実現は、我國社会保障の転換期を意味するものであった。この背景には、国民所得倍増計画がありその中で社会保障の計画化が試みられた。それは、資本蓄積による経済成長とともに、成長と生活の矛盾、ないし、経済と社会の調整を無視しては成り立たない時代になった。しかし、そこでは、社会保障の西歐水準へのキャッチアップが目標とされ、その線で、社会保障制度審議会の62年勧告がだされた。それは、各種制度のアンバランスを問題とし、分立している各制度の総合調整が強調されると同時に、社会階層と社会保障の関係が位置づけられ、政策体系としての見直しがなされた。

C. 現在の社会保障の危機は、経済情勢の悪化と同時に、生活水準の向上によるニードの個別化、多様化が進行し、従来の政策手段では対応しきれない問題の発生によるところも大きい。人口高齢化のテンポも速まり、財源難のなかで制度全体の見直しがせまられている。そして、財政支出の切り詰めのターゲットは、社会保障に向けられている。社会保障はいまや危機にあるが、それを克服するための理論武装が急がれるのである。

### (2) 社会保障と財政負担

A. 我國の社会保障財政の動向をみると、社会保障額負担の対 GNP 比は、長期にわたってほぼ 2% の水準で安定していたが、73 年以降上昇傾向を示すようになり、80 年度には、4.6% の水準に達した。

その理由は、社会保障の相対的規模の拡大によるものであり、第二に、社会保障実収入に占める国庫負担のウェイトが、従来の下降傾向から上昇傾向に転じたためである。これが、減速経済下において、国の予算規模を圧迫させ、財政危機をもたらす重大な原因になったのである。

将来においても、人口高齢化に伴い、年金制度の成熟化が急激に進行し、社会保障給付比対国民所得比が上昇しつづけるものと予想され、社会保障負担と一般財政負担をあわせた総合負担率は、今後、20 年間に 10 ポイント程度引き上げる必要があるが、

将来の国民の合意が得られるか疑問であり、また、経済システムがこの負担に耐えられるかも問題である。

B. 以上のようなデータの洞察は、社会保障財政負担の重視化・効率化を強力に推進することが政策課題として課されていることを明らかにするものである。この課題をふまえ、社会保障財政政策の全面的検討が要請されるのであり、この観点から、財源調達方法の再吟味が必要となる。その場合の基準としては、財源調達が費用負担の公正な配分をもたらし、社会保障政策の基本目的である最低生活保障と国民生活の安定を妨げないものでなければならぬ、ということを意味する公正基準、および、経済資源の効率的利用ができるだけ阻害しないという効率基準の両面をともに満足するものでなければならない。そのような視点から、この二基準の政策基準としての肯定が重要な課題である。

### (3) 福祉基準の維持

A. 諸外国に例をみない急激な人口の高齢化の進展のために、今後のわが国では福祉需要の急激な増加が見込まれる一方で、経済成長の鈍化が予想される状況の下では、需に見合った供給を確保することは多大な困難が予想される。当研究所が「社会保障の長期展望」において行ったシミュレーション結果によれば、現行制度を無修正のまま延長していくれば、赤字が21世紀に入ると発生するばかりでなく、2015年には、制度全体の赤字幅（社会保障給付から社会保障費にかかる額）が GNP を上回ることが予想される。また、年金の場合には、勤労世帯と老後世代の可処分所得の均衡という観点からみても、給付水準の維持が困難になるという側面がある。

B. このような事情により、給付水準そのものの維持を断念せざるを得ない場合は、給付の基準の維持によって、社会保障の根幹の維持に努めるということが肝要である。その基準の設定の根柢となりうる政策理念としては、「ソーシャル・ミニマムの保障」という考え方があげられる。これは、ナショナル・ミニマムに福祉・文化施設の利用可能性などを追加して社会学的な幅をもたせたものである。

## (2) シンポジウム、基礎講座等の開催

### 第17回社会保障研究所シンポジウム

・期 日 昭和58年2月8日  
・場 所 健保会館  
・参加者数 94名

・テ マ 「活力ある福祉社会」と社会保障

レポート：社会保障と社会変動の関連分析  
富永 健一（東京大学教授）

レポート：労働の面からみた活力ある福祉社会  
小池 和男（京都大学教授）

コメント：稻上義（法政大学教授）・地主重美（千葉大学教授）・平石長久（社会保障研究所調査部長）

司 会：福武直（社会保障研究所基盤講座）

### 第18回社会保障研究所基礎講座

・期 日 昭和57年10月26日～29日  
・場 所 日本女子会館  
・参加者数 151名

・講座内容

(ア) 厚生行政の展望

朝本信明（厚生省大臣官房政策課課長）

(イ) これからの中の社会保障

三浦文夫（日本社会事業大学教授）

(ガ) 日本の社会と社会保障

福武直（社会保障研究所所長）

(エ) 年金制度改革の基本方針

小林節夫（帝塚山学院大学講師）

(オ) 福祉施策の基盤にあるものー在施三年の体験からー

古瀬徳（厚生省大臣官房政策課調査室長）

(カ) 福祉行政における地方自治体の役割

加藤富子（地方自治研究資料センター所長）

(キ) 医療保障の諸問題

小山路男（上智大学教授・理事）

(ク) 社会保障の国際的潮流

平石長久（社会保障研究所調査部長）

- (カ) 家族の変動と社会保障  
青井 和夫 (津田塾大学教授)  
(コ) 日本人口の推移  
安川 正彬 (慶應義塾大学教授・監事)

#### 第21回公開研究報告会

- 社会保険基本問題研究会
- 第1回
- ・期 日 昭和57年6月15日
  - ・場 所 健保会館
  - ・参加者数 65名
  - ・チーマ 21世紀の社会保障  
—将来推計による選択肢—  
報告者: 林 英機 (豊橋技術科学大学助教授)  
三上美美子 (社会保障研究所研究員)  
岸 功 (大正大学助教授)  
市川 洋 (筑波大学教授)
  - 司会: 平石 長久 (社会保障研究所調査部長)

#### 社会保険基本問題研究会

- 第2回
- ・期 日 昭和57年11月26日
  - ・場 所 健保会館
  - ・参加者数 62名
  - ・報告内容  
レポート: 社会保障と社会保障論  
福武 直 (社会保障研究所所長)  
レポート: 福祉国家の危機と社会保障の課題  
保坂 順哉 (金沢大学教授)  
レポート: 社会保障の根底にある社会理念  
—福祉国家論再考のために—  
山田 雄三 (-橋大学名誉教授・顧問)
  - レポート: 政策体系としての社会保障  
小山 路男 (上智大学教授・理事)

レポート: 社会保障と財政負担

藤田 駿 (大阪大学教授)

レポート: 高齢化と雇用問題

島田 駿雄 (慶應義塾大学教授)

#### 第3回

- ・期 日 昭和58年3月15日
- ・場 所 健保会館
- ・参加者数 59名
- ・報告内容  
レポート: 福祉基準の維持のために  
馬場路之助 (-橋大学名誉教授・参与)  
レポート: Social Policy と社会保障  
—古典的社会保障概念をめぐっての一試論—  
平田富太郎 (日本社会事業大学学長・参与)

## 2. 昭和58年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究所に規定する目的を達成するため、昭和58年度事業として次の事業を行うが、研究事業費として30,402千円を予定している。

### I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究

1. 西欧諸国におけるソーシャルポリシーとソーシャルボリシー論に関する研究  
(昭和57年度～昭和58年度・2ヶ年計画)
2. 高齢者世帯の家計行動と社会保障に関する研究  
(昭和57年度～昭和58年度・2ヶ年計画)
3. 医療システムの有効性と効率性に関する研究  
(昭和58年度～昭和59年度・2ヶ年計画)
4. 社会保障の基本問題に関する研究  
(昭和57年度～昭和59年度・3ヶ年計画)

### II 社会保障に関する情報および資料の収集

1. 国内および海外における社会保障に関する文献収集及び資料等の収集
2. 海外における図書、資料の紹介および情報の交換  
国連等を中心とする海外の図書、資料の翻訳、紹介を行うほか、ISSA 関係の資料活動を引き続き実施する。

### III 調査研究等の成果の普及

1. 「季刊社会保障研究」の発行
2. 「海外社会保障情報」の発行
3. 研究叢書、翻訳叢書、所報等の発行
4. シンポジウム、基礎講座等の開催
5. その他成果の普及に必要な事業

## 3. 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究

### 研究課題 I 西欧諸国におけるソーシャルポリシーとソーシャルボリシー論に関する研究 (昭和57年度より継続)

#### (研究目的)

西欧諸国における社会保障の基礎的諸理論を展望、整理し、それらの政策との関連で実証することによって、今後に予測される社会的変化に即応した、我が国における社会保障の新しい役割と責任の構築に資することとする。

#### (研究項目)

1. ソーシャルボリシー論の学説的位置づけ
2. 福祉社会の現実とソーシャルボリシー
3. ソーシャルボリシー論と社会保障政策

#### (研究会の構成員)

主査 小山路男 (上智大学教授・理事)
幹事 棚本一三郎 (社会保障研究所研究員)
委員 大谷津晴夫 (南山大学講師)
委員 小林良二 (東京都立大学助教授)
委員 高橋紘士 (社会保障研究所研究員)
委員 武川正吾 (慶應義塾大学教授・専門委員)
委員 平岡公一 (社会保障研究所研究員)

#### (研究計画)

1. 本年度も基本的には、昨年度と同様とするが、主として次の事項について研究する。

- (1) 西欧諸国における社会保障論の概要及び動向と、最近の社会保障上の問題点について整理した上で、社会政策論と現実の社会政策との関連を歴史的に、理論的に実証すること。
- (2) 先進諸国に共通する経済・社会構造の変化と文化状況の中で、社会政策の新しい役割と責任について導出すること。

2. 昭和59年3月末に最終報告をとりまとめる。

### 研究課題 II 高齢者世帯の家計行動と社会保障に関する研究 (昭和57年度より継続)

#### (研究目的)

高齢化社会において、高齢者世帯の生活が、如何にして営まれ、如何なる特徴をも

ち、如何なる制約がみられるかを、おもに高齢者の労働供給、消費行動、および貯蓄行動に焦点をあてて理論的・実証的分析を行ない、年金等の社会保障がそれらの高齢者の家計行動に如何なる役割と意味をもつか検討する。

(研究項目)

1. 高齢者世帯の家計構造と社会保障
2. 高齢者の労働供給と社会保障
3. 高齢者世帯の消費行動
4. 高齢者世帯の貯蓄行動

(研究会の構成員)

- 主査 西川後作（慶應義塾大学教授・専門委員）  
幹事 三上美美子（社会保障研究所研究員）  
委員 宇野正道（社会保障研究所研究員）  
桑島清夫（労働省職業安定局高齢者対策部企画課政策係長）  
曾原利満（慶應義塾大学助手）  
袖井孝子（お茶の水女子大学助教授）  
平石長久（社会保障研究所調査部長）

(研究計画)

1. 57年度の研究を継続させ、高齢者の労働供給分析および高齢者世帯の家計構造分析を完成させ、社会保障のもつ意味を明らかにすること。
2. 高齢者世帯の消費構造の特徴を、中年層の消費構造との比較および世帯類型・家族類型別の分析から明らかにすること。
3. 高齢者世帯の消費行動に影響をおよぼす要因について実証研究を行い、社会保障の消費面においてもつ意味を検討すること。
4. 高齢者世帯の貯蓄について理論的・実証的研究を試み、社会保障との関係を探ること。

5. 昭和59年3月末に最終報告をとりまとめる。

研究課題 III

医療システムの有効性と効率性に関する研究

(研究目的)

今後の人口高齢化の進展および経済の低成長のもとで、医学の進歩に応じた必要な国民医療を維持・充実していくためのシステムは何かについて、理論的・実証的に検討する。

(研究項目)

1. 医療費の有効な活用について
  - (1) 受診行動が医療費に与える影響について
  - (2) 医療供給体制の効率化を図るにはどのようにすればよいか。

- (2) 医療機器・検査が医療費に与える影響について
- (3) 薬剤費の分析
- (4) 医療費のフロー分析
- (5) 医療費負担（とくに患者負担をめぐる問題）に関する分析
- (6) 医療費の制度間格差について
- (7) 医療費の地域間格差について
- (8) 医療費コントロールの政策手段とその効果分析

2. 医療供給体制の効率化
  - (1) ヘルス・マンパワーの需給分析
  - (2) 病院の経営分析
  - (3) プライマリケアと病院の機能分担について
  - (4) 地域における医療機能のシステム化について
  - (5) 医療と福祉に関する施策の合理化・体系化について

- (研究会の構成員)
- 主査 小山路男（上智大学教授・理事）  
幹事 戸喜子（社会保障研究所主任研究員）  
委員 村敦克（厚生省環境衛生局指導課企画法令係長）  
都江見重（一橋大学教授・専門委員）  
地妹尾芳（千葉大学教授・専門委員）  
都永村文子（経済企画庁調査局内閣調査第1課専門調査員）  
都德中（経済企画庁経済研究所国民所得部国民支出課長）  
都西平（厚生省大臣官房施設情報部管理課統計専門官）  
都西平（国立公衆衛生院衛生行政学部長）  
都西平（社会保障研究所監査部長）  
都藤勝（厚生省薬務局生物製剤課課長補佐）  
都前田信雄（社会保険研究所主任研究員）  
都堀洋（社会保険研究所社会安全保障室長）  
都鷹田芳信（東京工業大学工学部建築計画科研究生）

(注) 昭和59年度においては、医療・保健研究部会の委員を追加する予定である。

- (研究計画)
1. 昭和58年4月～昭和60年3月の2ヶ年計画とする。
  2. 昭和58年度は、医療経済研究部会を設置し、主としてつきの事項について、理論的に追求し、わが国の最近のデータを基に、基礎的な実証研究を行う。

- (1) 医療費の有効な活用を図るにはどのようにすればよいか。
- (2) 医療供給体制の効率化を図るにはどのようにすればよいか。

3. 昭和59年度は、医療経済研究部会に加え、医療・保健研究部会を発足させ、医療・保健および福祉の増進にどのような方向が有効であるかを検討し、医療供給システム改革の方途を総合的に追求する。
4. 昭和58年度は、中間の検討状況をとりまとめ、昭和59年度末に最終報告を公表する。

#### 研究課題 IV

##### 社会保障の基本問題に関する研究 (昭和57年度より継続)

###### (研究目的)

ペヴァリジ報告から40年を経過し、社会保障制度審議会の『社会保障制度に関する勧告』から30年経過した現在、高齢化社会的到来、価値観の変化、安定成長経済への移行等の諸状況を見通したうえで、新たな福祉国家像を構築することが喫緊の課題となっている。

###### (研究項目)

1. 人口変動と社会保障
2. 社会変動と社会保障
  - (1) 社会構造の変動と社会保障
  - (2) 家族の変化と社会保障
  - (3) 地域社会と社会保障
3. 経済の基調変化と社会保障
  - (1) 経済変動と社会保障
  - (2) 就用問題と社会保障
  - (3) 財政と社会保障

###### (研究会の構成員)

主査	福島 桥一	直(社会保障研究所所長)
幹事	高田 雄三	(社会安全保障研究所研究員)
委員	山田 路正(上智大学教授・顧問) 小山 井見(慶應義塾大学教授・監事) 安川 康晴(津田塾大学教授) 江島 雄勝(慶應義塾大学教授) 西尾 俊作(慶應義塾大学教授) 野口 悠紀雄(一橋大学教授)	

松原治郎(東京大学教授)  
宮原清美(成城大学教授)  
森岡清美(成城大学教授)

###### (研究計画)

1. 研究期間は、昭和60年3月まで継続する。
2. 昭和58年度は、研究の第二段階とし、主たる研究項目のそれぞれについての基礎的な諸理論を整理し、実証することによって最終的なとりまとめのための諸準備を完了することとする。委員外の専門研究者による講演形式の研究会にも引き続き重点を置くこととする。
3. 昭和58年度は、中間の検討状況をとりまとめ、昭和59年末に最終報告を公表する。

#### 政策研究会

社会保障をめぐる基礎的知識を深めるとともに、社会保障政策の現実的動向を把握するため、研究プロジェクト(研究課題 I~IV)に則した研究会とは別に政策研究会を設置する。

## II 研究所の概要

- 設立の趣旨及び設立までの経過
 

社会保障研究所は、創設以来、本年で18年を経たが、その設立の趣旨および設立までの経過は、次のとくである。

### 設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いましたが、一歩その内容にたち入ってみると、いせんとして各種の制度の間に著しいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長を地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がつぎつぎと加わっており、社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならないといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんど見るべきものがない、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのであります。すでに社会保障制度審議会においても昭和37年「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請しておりました。

昭和40年1月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されました。

なお、社会保障研究所は英文による名称を、THE SOCIAL DEVELOPMENT RESEARCH INSTITUTEといいます。

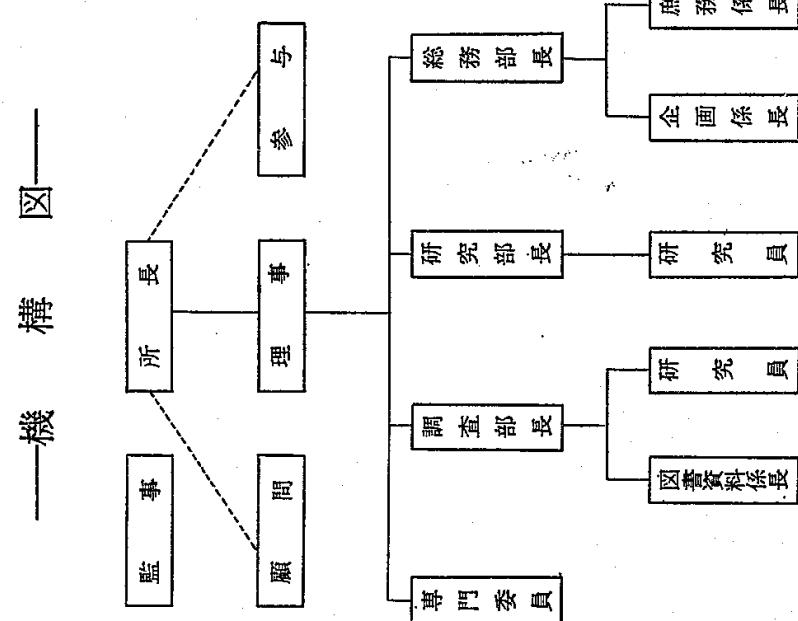
### 設立の経過

1.	設立の趣旨及び設立までの経過	昭和39. 2.18 6.26 7.7 11.24	社会保障研究所法案提出（付託） 法案成立 社会保障研究所法施行（法律第156号） 社会保障研究所所長たるべき者として、一橋大学教授山田雄三が大臣 指名を受け、設立委員として社会保障制度審議会会長大内兵衛ほか 7名が任命された。
		12.17 12.21	社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研究所定款を決定 社会保障研究所監事たるべき者として、慶應義塾大学教授寺尾琢磨 が大臣指名を受けた。
		40. 1.11	設立登記完了により社会保障研究所成立 役員として次のとおり発令 ○理事（非常勤） 塩野谷九十九（名古屋大学教授） ○顧問 大内 兵衛（社会保障制度審議会会長） 東畑 精一（アジア経済研究所所長） 長沼 弘毅（厚生行政顧問） ○参与 馬場啓之助（一橋大学教授） 福武 直（東京大学教授） 館 稔（人口問題研究所所長）
			経済部長に加地夏雄（前社会保障研究所所長）を 発令 社会保障研究所開所式挙行、業務を開始 社会保障研究所所長式開催（日銀迎賓館）

(昭和58年4月1日現在)

(昭和58年4月1日現在)

## 2. 機構圖



## 3. 役員・顧問・参与・職員

(昭和58年4月1日現在)

役員	所長	武川直明	上智大学教授
	理事	小山路男	
監事	(非常勤)	安川正彬	慶應義塾大学教授
監理	(非常勤)	安川正彬	一橋大学名誉教授
監理	(非常勤)	田平伊馬	日本社会事業大学学長
監理	(非常勤)	田中英啓	年金制度研究開発基金理事長
顧問	事務	山雄三	一橋大学名誉教授
顧問	研究	田富太郎	
顧問	調査	田伊馬	
顧問	企画	山馬場	
顧問	庶務	久野洋子	主婦
顧問	研究員	利根勝喜	大城
顧問	研究員	曾根利久	本村
顧問	研究員	都満子	飯田新
職員	部長	昇	調査部長(兼任)
職員	研究部長	平石	研究部長
職員	調査部長	曾根	調査部長
職員	企画部長	都	研究員
職員	庶務部長	城	研究員
職員	企画係長	大	研究員
職員	庶務係長	久	研究員
職員	研究員	利	研究員
職員	研究員	勝	研究員
職員	研究員	喜	研究員
職員	研究員	曾	研究員
職員	研究員	根	研究員
職員	研究員	都	研究員
職員	研究員	大	研究員

#### 4. 専門委員・機関誌編集委員会

(昭和58年度)

専門委員(50音順)  
専門委員  
(非常勤)

江 見 康 一  
千葉大学教授  
地 主 川 田  
慶應義塾大学教授  
西 庭  
慶應義塾大学教授

機関誌編集委員会  
編集委員長  
編集委員員

(社会保障研究所所長)  
(津田塾大学教授)  
(慶應義塾大学教授)  
(駒沢大学教授)  
(東京都立大学助教授)  
(上智大学教授)  
(千葉大学教授)  
(社会保障研究所調査部長)  
(金沢大学教授)  
(日本社会事業大学教授)  
(慶應義塾大学教授)

幹事(季刊社会保障研究編集)

(社会保障研究所主任研究員)  
(社会保障研究所研究員)  
( " )  
(海外社会保障情報編集)  
(社会保障研究所主任研究員)  
(社会保障研究所研究員)

#### 5. 歴代役員等一覧

役員・顧問・参与

	所長	理事	理事 (非常勤)	監事 (非常勤)	顧問 (非常勤)	参与 (非常勤)
S. 40. 1. 11	山田 雄三	(次)	塩野谷 九十九	寺尾 琢磨	内 東烟 長沼	馬場啓之助 直 森
S. 40. 3. 4	木村 又雄	(次)				馬場武 福館
S. 41. 5. 15	河角 泰助					馬場啓之助 直
S. 41. 6. 2						馬場武 福館
S. 42. 1. 11						兵衛 弘毅 一男
S. 42. 11.. 1	山田 雄三		塩野谷 九十九	寺尾 琢磨	内 東烟 長沼	兵衛 弘毅 一男
S. 44. 1. 11						兵衛 弘毅 一男
S. 44. 12. 9	河角 泰助					兵衛 弘毅 一男
S. 45. 6. 2						兵衛 弘毅 一男
S. 46. 1. 11						兵衛 弘毅 一男
S. 46. 11. 1	(次) 関本 和夫					兵衛 弘毅 一男
S. 46. 11. 15						兵衛 弘毅 一男
S. 46. 12. 9						兵衛 弘毅 一男
S. 47. 6. 1						兵衛 弘毅 一男
S. 48. 1. 11	馬場啓之助					塩野谷 九十九
S. 48. 1. 25						
S. 48. 4. 1						
S. 48. 8. 1						
S. 49. 6. 1						
S. 50. 1. 11						
S. 50. 1. 25						
S. 50. 4. 1						
S. 50. 11. 1						
S. 51. 6. 1						
S. 52. 1. 11	馬場啓之助					
S. 52. 1. 25						
S. 52. 4. 1						
S. 53. 6. 1						

S.54. 1.11	寺尾 琢磨	山田 雄三	平田富太郎
S.54. 1.25	岸野 駿太	小山 路男	安川 正彬
S.54. 4. 1	S.55. 6. 1	伊部 英男	伊部 英男
S.54. 11. 1	S.56. 1.11	馬場啓之助	馬場啓之助
S.55. 6. 1	S.56. 1.25	琢磨	琢磨
S.56. 2. 1	S.56. 2. 1	寺尾 平田富太郎	伊部 平田富太郎
S.56. 4. 1	S.56. 11. 1	伊部 英男	伊部 英男
S.57. 6. 1	S.58. 1.11	馬場啓之助	馬場啓之助
S.58. 1.25	S.58. 2. 1	山田 雄三	山田 雄三
		田川 明	安川 正彬

※ 役員任期 所長および理事は4年、監事、顧問および参与は2年

## 6. シンポジウム・基礎講座等の開催一覧

### シンポジウム

回	期 日	テ マ	開催場所
1	S. 40. 7.26 ~27	「社会保障とは何ぞや」	軽井沢
2	S. 41. 7.18 ~19	「社会保障の体系化」	箱根

### 社会保障研究所シンポジウム

回	期 日	テ マ	開催場所
1	S. 43. 2.10	「社会保障と労働」 「社会保障と経済」	弘済会館
2	S. 44. 2. 7	「政治体制と社会保障」 「法秩序における社会保障」 「社会保険と社会サービス」	弘済会館
3	S. 45. 2. 7	「社会保障における計画的視点」 「医療保障の体系化」	霞ヶ関
4	S. 46. 2. 8	「経済福祉と社会福祉」 「社会福祉における公私問題」 「経済情勢の変化と社会保障」	東海俱楽部
5	S. 47. 2. 7	「経済問題の論点」 「医療政策の基本的性格」 「福祉政策と雇用問題」	霞ヶ関
6	S. 48. 2. 5	「福祉政策と雇用問題」 「インフレと福祉政策」	東海俱楽部
7	S. 49. 2. 5	「インフレと福祉政策」 「最低賃金と最低生活保障」	霞ヶ関
8	S. 50. 2.10	「経済変動と社会保障」 「福祉社会の社会组织」	日本都市センター別館
9	S. 50. 2.17	—社会福祉における コミニティのあり方】 「インフレと社会保障」 「社会保障と社会福祉」	福岡市民会館
10	S. 51. 2. 9	—社会福祉の法的課題】 「減速経済下の完全雇用政策」 「減速経済下の所得保障」 「減速経済下の社会福祉」	健保会館
11	S. 52. 2. 8	『日本的な社会福祉』 「福祉社会の日本の形態」	健保会館

12	S.53. 2. 8	「社会福祉の日本的形態」 —福祉政策の総合化と高次元化—	健保会館
13	S.54. 2. 6	「社会保護と雇用政策」 「福祉社会の労働力政策」 「高齢者の社会インテグレーション」 「社会保障と雇用政策」	健保会館
14	S.55. 2. 15	『社会保障と財政』 「社会保障と財源調達のあり方」 「社会福祉と地方財政」 「高齢者の社会構想」 「社会福祉のボランタリズム」	健保会館
15	S.56. 2. 13	「社会福祉の限界」 「福祉社会の社会的条件」 「社会改革の基本的方向を聞う」 「福祉改革と財政の論議」 「社会保障・経済・財政」	健保会館
16	S.57. 2. 9	「社会保障の再編成」	健保会館

基礎講座

回	期 日	開 催 場 所	参 加 者 数
1	S.40.11.15～11.18	日本効業銀行本店	31
2	S.41.10.12～10.15	日本都市セントラ別館	39
3	S.42.10.30～11. 2	日本都市セントラ別館	40
4	S.43.10.28～10.31	日本都市セントラ別館	56
5	S.44.10.27～10.30	都道府県会館	55
6	S.45.10.19～10.22	都道府県会館	67
7	S.46.10.18～10.20	都道府県会館	91
8	S.47.10.23～10.26	食糧会館	88
9	S.48.10.29～11. 1	都道府県会館	91
10	S.49.11. 5～11. 8	全日本通労労会館	108
11	S.50.11.11～11.14	全日本通労労会館	83
12	S.51.11. 9～11.12	全日本通労労会館	80
13	S.52.10.25～10.28	日赤会館	78
14	S.53.10.24～10.27	健保会館	102
15	S.54.10.22～10.25	健保会館	121
16	S.55.10.21～10.24	健保会館	116
17	S.56.10.27～10.30	健保会館	141

公開研究報告会

回	期 日	テ マ	開 催 場 所
1	S.44. 8.14	「老後保障の方向をめぐって —英・米・アノマークにおける老人の実態と関連して—」 国際動向について」	協和銀行赤坂支店
2	S.44.11.24	「イギリス年金白書と新しい 国際動向について」	協和銀行赤坂支店
3	S.45. 6. 2	「新経済社会発展計画」	協和銀行赤坂支店
4	S.45. 8.11	「歐米諸国における公的扶助の動向」	三井銀行本店
5	S.46. 6.25	「コミュニティと社会保障の動向」	協和銀行赤坂支店
6	S.46. 9. 7	「歐米における社会保障の動向」	協和銀行赤坂支店
7	S.47. 6.12	「年金の自動調整」	三井銀行本店
8	S.47. 9.22	「生活保護の動向について」	協和銀行赤坂支店
9	S.48. 6. 6	「医療」	協和銀行赤坂支店
10	S.48.12. 4	「コミュニティ・ケアと社会福祉施設体系」	協和銀行赤坂支店
11	S.49. 6.17	「ヨーロッパにおける最近の社会保障の動向」	協和銀行赤坂支店
12	S.49.11.26	「生活調査における家族周期的アプローチ」	全日本通労労会館
13	S.50. 6.17	「年金制度と年金年齢」	全日本通労労会館
14	S.50.10.24	「地域福祉と住民参加」	全日本通労労会館
15	S.51. 6. 7	「社会的支出と所得配分」	全国社会福社協議会
16	S.51.12.14	「独・仏疾病保険の諸問題と改革の方向」	全日本通労労会館
17	S.52. 6.28	「疾病保険の現金給付について」	健保会館
18	S.53. 7.11	「日本人の老後觀」	健保会館
19	S.54.10. 1	「社会保障の国民経済的効果に関するモデル分析」	健保会館
20	S.56. 9.29	「福祉政策の総合化」	健保会館

## 7. 刊行物一覧

### 機関誌

#### 『季刊社会保障研究』

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに關する論文もあり、執筆陣も研究員のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、年4回刊行している。

#### 『海外社会保障情報』

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回刊行している。

### 研究叢書

研究員および専門委員等の調査研究の成果を叢書にし、広く發表している。既刊は次のとおりである。

1. 「社会保障研究序説」(山田著) (昭和43年10月)
2. 「インド社会保険の歴史的考察」(平石著) (昭和44年3月)
3. 「家族周期と家庭構造」(中鉢編) (昭和45年3月)
4. 「家族周期と児童養育費調査報告書」(中鉢編) (昭和45年3月)
5. 「経済発展と福祉社会」(小山・藤澤他著) (昭和47年3月)
6. 「社会保障水準基礎統計」(研究所編) (昭和48年6月)
7. 「貧困—その測定と生活保護—」(小沼著) (昭和49年3月)
8. 「高齢化社会の家族周期」(中鉢編) (昭和51年3月)
9. 「家族周期と世代間扶養」(中鉢編) (昭和53年1月)
10. 「年金改革論」(研究所編) (昭和57年11月)

### 単行本(研究所編)

1. 「戦後の社会保険(本論)」(昭和43年2月)
2. 「戦後の社会保険(資料)」(昭和43年2月)
3. 「現代の福祉政策」(設立10周年記念論文集) (昭和50年1月)
4. 「日本社会保険前史資料第1巻 (I保健・医療(上))」(昭和56年4月)
5. 「日本社会保険前史資料第1巻 (I保健・医療(下))」(昭和56年8月)
6. 「日本社会保険前史資料第2巻 (II社会保険)」(昭和56年12月)
7. 「日本社会保険前史資料第3巻 (III社会事業(上))」(昭和57年7月)
8. 「日本社会保険前史資料第4巻 (III社会事業(中))」(昭和57年11月)
9. 「日本社会保険前史資料第5巻 (III社会事業(下))」(昭和57年11月)

### 翻訳叢書

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。

1. ILO編『世界各国における社会保障の費用』(1958～1960) (昭和40年4月)
2. アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保険制度』(1964) (昭和41年4月)
3. R.M. ティトマス著『福祉国家の理想と現実』(谷訳) (昭和42年3月)
4. M.S. ゴードン著『社会保険の経済分析』(地主他訳) (昭和42年3月)
5. アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保険制度』(1967) (昭和43年3月)
6. ILO編『世界各国における社会保障の費用』(1961～1963) (昭和43年5月)
7. ベザリジ報告『社会保険および関連サービス』(山田他訳) (昭和44年12月)
8. アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保険制度』(1969) (昭和46年3月)
9. R.M. ティトマス著『社会福祉と社会保障』(三浦・渡辺他訳) (昭和46年3月)
10. ILO・社会保険への途』(塩野谷・平石訳) (昭和47年7月)
11. ILO編『世界各国における社会保障の費用』(1964～66) (昭和48年3月)
12. アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保険制度』(1973) (昭和50年10月)
13. アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保険制度』(1977) (昭和54年3月)

### 所内研究資料

- 研究中間報告、議事録および文献解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。
- No. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する基礎問題」
  - No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その1)」
  - No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その2)」
  - No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」
  - No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相関」
  - No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その3)」

- \*  
研究中間報告、議事録および文献解説による経済的要因と社会的要因との相関について
- No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因の相関について」

- No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域格差」
- No. 6603 議事録「児童手当制度について、経済計画における社会保障」
- No. 6604 文献解説「生活水準指数」
- No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
- No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」

- No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」
- No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指教—国連方式による試算 大正14年～昭和40年—」

- No. 6703 個人報告「山田渡政報告」

- No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会的関係網」
- No. 6705 議事録「医療保険と医療保障—改革試案の内容について—」\*
- No. 6801 「日本の社会保障」
- No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
- No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の展開（1959～1963）—アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心にして—」
- No. 6804 「新聞論調よりみた社会保障の展開とマス・コミの機能」
- No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
- No. 6806 翻訳「国民老健退職金と社会保障」\*
- No. 6901 中間報告「社会資本の経済分析」
- No. 6902 中間報告「医療サービスの経済分析」
- No. 6903 中間報告「社会保障と所得再分配—実証と分析—」
- No. 6904 「貧困水準測定のための基礎資料」
- No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」\*
- No. 7001 文献解説「ラッセル・サージ、ファンデーション刊 社会変化の諸指標」
- No. 7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」
- No. 7003 「社会福祉、社会保険関係目録（論文の部）—社会福祉を中心に（1960～1970）—」\*
- No. 7101 中間報告「負の所得税に関する研究」
- No. 7102 文献解説「社会保障の内容測定」
- No. 7103 文献解説「西ドイツ中期社会予算と社会保障論の一系譜」
- No. 7104 中間報告「国連『国民勘定統計』による社会的消費の国際比較的研究」\*
- No. 7201 「労務管理と社会保障—健康保険の問題を背景として」
- No. 7202 中間報告「アメリカの社会保障（II）」
- No. 7203 中間報告「国民勘定統計とWHO統計による保健費用の国際比較」
- No. 7204 中間報告「多問題家族に関する研究」
- No. 7301 中間報告「社会的アンバランスに関する統計的研究」\*
- No. 7401 翻訳「イタリアの労災補償」\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

\*

社会保障研究所

東京都千代田区霞が関3-3-4 (〒100)

(社会事業会館内)

電話03 (580) 2511

印刷 三美印刷株式会社